

健康経営優良法人2021 認定取得に向けて取り組んでいます!!

当センターで働く全従業員が安心感と誇りをもって業務に取り組めるよう、現在、健康経営優良法人（中小規模法人部門）2021の認定を目指しております。

その中で下表の通り、全従業員の健康づくりを積極的に支援・サポートできるよう、働き方改革の一環として、健康経営の取り組みや活動を開始しています。

認定基準		当センターの取り組み
1. 経営理念	・健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診	 <p>令和2年7月13日、全国健康保険協会 大阪支部（協会けんぽ）より、『健康宣言の証』を受領しました。 健康は、何にもまして大切な社会の資源であり、個人の財産であるので、社内外に対し、心身ともに健康増進につながるインセンティブを、発信し続けるようにしています。</p>
2. 組織体制	・健康づくり担当者の設置 ・40歳以上の従業員の健診データの提供	従業員の健康管理を行う担当者を定めています。 協会けんぽ大阪支部に対し、40歳以上の従業員の健診データ提供に同意しています。
3. 制度・施策実行	・定期健診受診率（実質100%）	全従業員の健康診断受診率100%を維持するようにしています。
	・受診勧奨の取り組み	定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対して、受診を促すための取り組みをしています。
	・管理職又は従業員に対する教育機会の設定	健康に関する事柄を盛り込んだ勉強会を実施し、健康リテラシーを向上するようにしています。
	・病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み	従業員本人の治療状況に配慮した働き方（勤務内容・勤務時間）の策定を実施しています。
	・保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	健康診断の結果、特定保健指導実施時間の出勤日程の取り組みを行っていきます。
	・運動機会の増進に向けた取り組み	毎朝の朝礼時にラジオ体操を実施しています。
	・女性の健康保持・増進に向けた取り組み	女性特有の健康課題に対する環境の整備や、定期健康診断時に婦人科健診も実施しています。
	・従業員の感染症予防に向けた取り組み	①インフルエンザなどの予防接種の義務化 ②定期的な講習会の実施 ③消毒液の設置と手指消毒の実施 ④マスクの着用
	・メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	メンタルヘルス不調者に対し、外部の相談窓口を設けていきます。
・受動喫煙対策に関する取り組み	敷地内全面禁煙を実施しています。	

健康宣言の証

公益社団法人 関西労働衛生技術センター
会長 黒田 良司 様

貴事業所は、社内の健康目標を定め、健康づくりを促進するための「健康宣言」をされましたので、それを証します。

今後は、当協会と連携を図り、社員の皆様が健康で元気に仕事に取り組めるよう、「健康経営®」の推進に努めましょう。

令和2年7月13日

全国健康保険協会大阪支部
支部長 小村 俊一

